

5. 地域力アップへの支援 (1)地域の「元気力」アップ

施策の推進に関する指標の進捗（アウトプット指標）

■主な取り組み概要

○地域の元気力アップ

- 市民グループや企業等の方々の賛同を得て、府民自らが公共施設に愛着を持って、清掃や緑化などの美化活動を継続的に実施するアドプト（ロード、リバー、シーサイド等）活動の支援の実施。
 - 産、官、学、民のそれぞれの強みを活かした協働を進めて地域活性化を図るとともに、一人ひとりの行動の変化を促し、笑顔あふれる大阪づくりをめざす「笑働OSAKA」の取り組みを実施。
 - 平成23～24年度の2カ年事業として府、市町村、地域住民、事業者等が一体となって、地域における諸課題を解決するための仕組みづくりに向け、中核的な担い手となるNPO等への活動を支援する「新しい公共支援事業」を実施。
 - 平成26年1月「おおきにボランティア-新しいパートナーシップをめざして」（平成8年）及び「大阪府NPO活動活性化指針」（平成12年）を統合、整理し「大阪府府民協働促進指針」を策定。
 - 寄附文化の高まりを通じて、社会福祉法人や認定NPO法人等の自立活動の活性化を図り、行政や自治会等と協働しながら地域課題の解決を図る、いわゆる共助社会の実現を目指すために、市民公益税制を導入する。
 - ◆3号条例→平成26年9月議会で条例議決。平成27年1月より施行予定。
 - ◆4号条例→審議会での検討、パブリックコメントを経て平成27年2月議会上程予定。
 - 市町村と共催して地域課題の解決に取り組む自治会、NPO、企業など、多様な担い手が共に学び、意見や情報の交換等を行うことのできる交流会を実施。
- ※市民公益税制：個人が、府内で公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体に対する寄附金等について、個人府民税の税額控除（4%）が受けられる制度。

府民の意識及び行動等に関する指標の進捗（アウトカム指標）

■プラン数値目標

指標	当初	現状	増減	目標数値(期限)
①地域活動が以前よりも活性化していると思う府民の割合	19.1% (H22)	30.5% (H26)	11.4%	50%以上 (H27年度末)

(備考)1.①大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（平成26年度）

■プラン数値目標以外の指標

指標	当初	現状
②自治会長に占める女性の割合	11.9% (H23.4)	9.8% (H26.4)
①NPO法人の設立認証数	215 (H22年度)	223 (H25年度)

(備考)1.①内閣府「地方公共団体における男女協働参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
②内閣府 npo ホームページより

一次評価（事業所管課による事務事業評価）

平成23年度～平成25年度までの取り組みについて事業所管課による自己評価

自己評価	A : 大いに進んだ	B : ある程度進んだ	C : 進まなかった	評価なし	合計
事業数	16	18	1	6	41 (*1)
割合	39.0%	43.9%	2.6%	14.6%	100%

(備考) 1.大阪府男女参画・府民協働課調べ 2. (*1): 共管施策1件

二次評価（男女参画・府民協働課による施策評価）

- 平成26年度実施の「府民意識調査」によると、「地域活動が以前よりも活性化していると思う」府民の割合は30.5%となっているが、目標には至っておらず、さらなる取り組み、啓発が必要である。
- 新しい公共支援事業については、これまで協働による取り組みの意識が希薄であった一部NPOの考え方に変化をもたらすとともに事業に参画したすべての関係者に協働の重要性を意識させる動機付けになった。また、新たなネットワークを作り、事業を実施したという点、行政単独では対応が難しい新たな地域課題に対して、行政のみならず事業に参画したNPOからも情報発信がなされるなど協働で取り組むことによって、社会への情報発信力が強められたという点等において成果がみられた。
- 現在導入を進めている市民公益税制については、府として3号条例の導入のみならず4号条例の導入に向けた取り組みを進める。また、これを契機として府内未導入市町村(3号条例:32市町村、4号条例:43市町村)へのさらなる働きかけを進め、地域課題の解決促進、地域社会の活性化を押し進める。

<参考1> 市町村が実施した各事業の進捗

○主な取組状況

- 市民公益税制3号条例については府内市町村11市町において制定済み（大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、高石市、豊能町）。
- 4号条例は府内市町村は未導入。

<参考2> 国における必要な法制度等の整備状況

○主な取組状況

- H22年度「新しい公共」円卓会議設置
- H23～24年度 都道府県における「新しい公共支援事業」の実施
- H24年度「災害対策基本法」改正（地方公共団体に対し、地方防災会議への女性の参画拡大等を働きかけ）
- H25年度「共助社会づくり懇談会」設置
- H26年度「活力あふれる共助社会づくりの推進に向けて「共助社会づくりシンポジウム」を開催」「地方共助社会づくり懇談会」を開催